

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

このたびの豪雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

被災された方につきましては、被害状況に応じて保険料及び一部負担金が減免される場合があります。

減免対象となる要件、申請場所及び申請に必要な書類等の詳細については、お住まいの市町の後期高齢者医療担当にお問い合わせください。

平成30年7月豪雨により被災した後期高齢者医療被保険者の一部負担金の免除期間が、平成31年2月28日まで延長されます。